

第3次草津市自殺対策行動計画(案)の策定について

第3次草津市自殺対策行動計画(案)における方向性

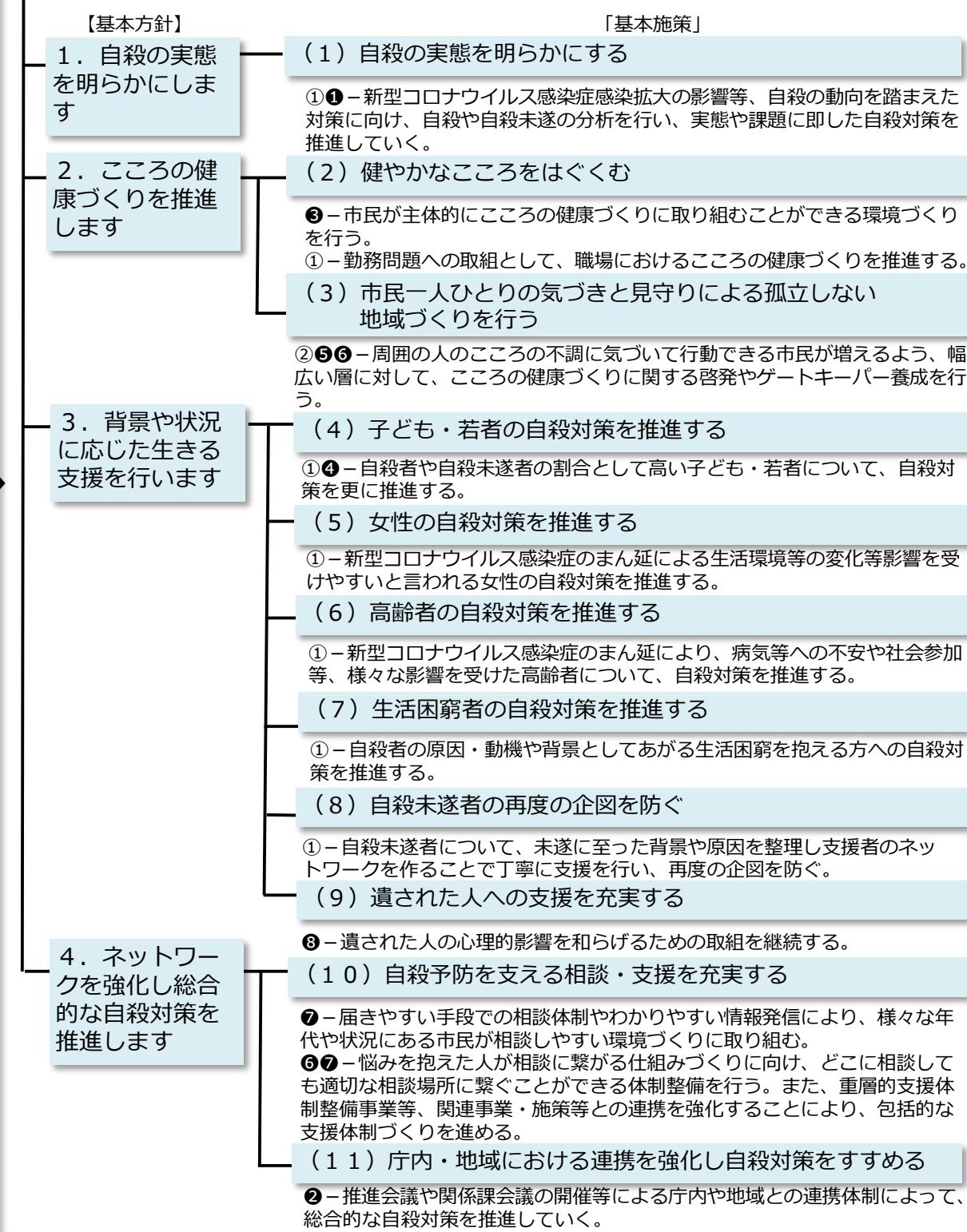
計画期間：令和6年度～10年度

【基本目標】 かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

継続が必要であり現計画を踏襲

【基本認識】
○自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題
○**新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況**

現計画の基本認識に加え、**新型コロナウイルス感染拡大による影響等を踏まえ新たに国・県の認識を継承**



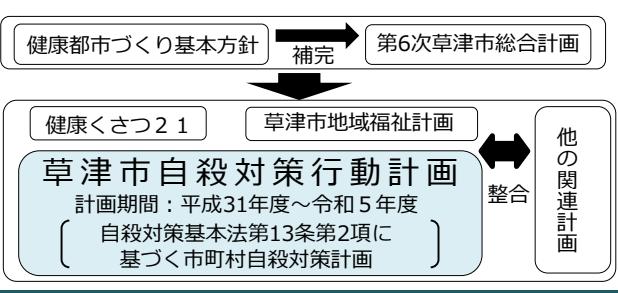
本市における自殺者等の状況から見える課題

- 1. 自殺者数・自殺死亡率** ※ 参考資料2参照
本市における自殺者数・自殺死亡率は令和元年に近年では最も少ない12人、9.0だが、**コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したこと等の影響を受け**、令和4年には24人、17.5。自殺死亡率は、第2次自殺対策行動計画における目標値(2023年5.6以下)を大きく上回る。
- 2. 男女別の状況**
女性の自殺者数は男性に比べ低く推移するも、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年以降増加傾向。
- 3. 地域自殺実態プロファイルから見える重点対象者**
地域自殺実態プロファイルにおいて、本市の重点対象者として挙げられる「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」について、自殺対策に係る支援策を重点的に展開していくことが求められる。
- 4. 自殺未遂者の状況**
女性の割合が高く、男女ともに若年層の割合が高い。
- 5. 市民の健康に関するアンケート調査結果**
勤務関係や経済・生活関係、人間関係にストレスを感じる割合が高い。相談できる先は、家族、友人・知人の割合が高い。ゲートキーパーを知る人の割合は1割未満。新型コロナウイルス感染症流行前との比較で、健康や病気への不安やストレスが増えた割合は4割近くあり、地域活動への参加が「減った」割合は3割、友人や知人との交流の機会が「減った」割合は6割と、精神面や他者との交流に影響を受けている。
新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、これまでの取組に加え、「**子ども・若者の自殺対策**」や「**女性の自殺対策**」、「**高齢者の自殺対策**」、「**経済・生活問題**」、「**再度の自殺企図の防止**」により一層取り組むことが必要。 -①
身近な人が、悩みを抱えた人の心の不調に気づき行動できるよう、ゲートキーパー養成等取組を推進していく必要がある。 -②

取組における評価・課題

- 自殺の実態を明らかにする
新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念などが背景にあることを踏まえ、更なる分析により実態・課題を明確化 -①
- 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる
社会全体の自殺リスクを低下させるべく、推進会議や関係課会議の開催継続等により、関係課・関係機関との連携を強化 -②
- 健やかなこころをはぐくむ
様々な世代・対象の市民が主体的にこころの健康づくりに取り組むことができるよう、こころの健康を支援する環境を整備 -③
- 子ども・若者の自殺対策を推進する
子どもが悩みを抱え込まず相談できる力の育成とともに、親や教職員等周囲の大人が子どものSOSをキャッチできるように、周囲の大人に向けた支援体制を強化。若者が相談しやすい体制の確保 -④
- 気づいて行動できる人を増やす
多くの人が、こころの不調に気づき行動することで、本人とともに家族や周囲の人を支えられるよう、ゲートキーパーの役割等について知る・学ぶ機会を拡充 -⑤
- 孤立しない地域づくりを行う
庁内や関係機関等との連携強化による孤立しない地域づくりへの取組。重層的支援体制整備事業を活用しひきこもり支援を強化 -⑥
- 相談支援のネットワークを強化する
わかりやすい情報発信や相談窓口職員等のスキルアップの機会の確保に加え、どこに相談しても適切な相談場所につながることのできる体制を整備 -⑦
- 遺された人への支援を充実する
自死によって遺された人の心理的影響を和らげるため、自死遺族会等との連携や相談体制の充実に向けた取組を継続 -⑧

草津市自殺対策行動計画の位置づけ



第2次草津市自殺対策行動計画

- 【基本目標】 かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現
- 【基本認識】
○自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
○死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている
○社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である
- | 【基本方針】 | 【基本施策】 |
|-------------------------------|---|
| 1. 関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます | (1) 自殺の実態を明らかにする
(2) 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる |
| 2. こころの健康づくりをすすめます | (3) 健やかなこころをはぐくむ
(4) 子ども・若者の自殺対策を推進する |
| 3. 一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます | (5) 気づいて行動できる人を増やす
(6) 孤立しない地域づくりを行う |
| 4. 自殺予防の体制づくりを行います | (7) 相談支援のネットワークを強化する
(8) 遺された人への支援を充実する |

国・県の動向 (自殺総合対策大綱・滋賀県自殺対策計画)

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定 令和4年度から概ね5年で見直し)**
・コロナ禍の自殺の動向を踏まえ、
・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
・女性の自殺対策の更なる推進・強化
・地域自殺対策の取組強化
・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえた対策の推進
を追加し総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げた
- 滋賀県自殺対策計画(令和5年3月策定 令和5～9年度の5年間)**
・自殺対策の具体的な取組の重点項目として以下を設定
・子ども・若者の自殺対策を更に推進する
・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
・自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

【ご意見をいただきたい点】

資料2にお示ししております、

『第3次草津市自殺対策行動計画(案)における方向性』につきまして

国の方針やこれまでの本市の取組の評価・課題、本市における自殺の実態から見える課題等を踏まえ、大きな方向性(柱建て)としてお示ししているところです。

○「基本方針3. 背景や状況に応じた生きる支援を行います」に、本市の重点対象として「(4)子ども・若者の自殺対策を推進する」～「(7)生活困窮者の自殺対策を推進する」を位置付けること

○ 今後、全市での取組を推進していく上で、委員所属の団体等の取組の紹介や、市と協働して進めていける事業等

について、ご意見・ご提案をお願いいたします。



いのち
支える